

(個人耕作用)

農地法第3条の規定による許可申請書

申請日 年 月 日

福井市農業委員会会長 様

市町農委受付

申請者 譲渡人(貸人)氏名(名称)

譲受人(借人)氏名(名称)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権 賃借権 使用貸借による権利 其他使用収益権() } を { 設定(期間 年間) 移 転 } したいので、

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等	当 事 者	氏 名			年 齢	職 業	現 住 所			国 籍
	譲 渡 人 (貸 人)									
	譲 受 人 (借 人)									
2 許可を受けようとする土地の所在等	所 在	字	地 番	地 目		面 積 (㎡)	対 価 又 は 賃 料 等 の 額 (10a 当たりの額)(円)	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	所有権以外の使用収益権が 設 定 されている場 合	
				登 記	現 況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容										

(注)1 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

2 記の1は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する時期の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積(㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番		地目 登記現況		面積(㎡) 状況・理由
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積(㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番		地目 登記現況		面積(㎡) 状況・理由
	非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」には、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量						
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの	所有 リース					
(資金繰りについて)						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

＜農地法第3条第2項第4号関係＞

- 2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)
- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名 ()
- (2) 年 齢 ()
- (3) 主たる職業 ()
- (4) 権利取得者との関係 ()
- (5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

3 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。
(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)